

鳥取県空き家対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県空き家対策支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、適切な維持管理がなされず老朽化が進行している建築物あるいは長年利用されず放置されている空き家等（以下「空き家等」という。）について、実態調査、利活用計画の立案及び除却の促進等に取り組む市町村を支援することにより、全県で安全安心なまちづくりを促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる同表の第2欄の要件を満たす事業（以下「補助事業」という。）を行う市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額と、同表の第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額とする。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、事業を行おうとする日の20日前までに行わなければならない。ただし、4月20日までに事業着手する場合は、4月10日までに行うものとする。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から14日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 間接補助事業について本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、第12条（第4項を除く。）第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める

	対象事業	間接補助事業
	様式第4号に定める	補助事業者が定める
	様式第5号に定める	
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(間接的な着手届)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第11条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者から届出を受けたときは、規則様式第2号による届出書を遅滞なく知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する条件に基づき、規則第11条第3号の場合を定めるに当たっては、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外の全ての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
 - (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第10条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
 - (1) 前条第1項に規定する変更該当しない変更
 - (2) 間接補助事業の中止又は廃止

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、様式第4号により次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(間接補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、間接補助事業について本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第13条 規則第25条第2項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、生活環境部長が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年3月30日から施行し、平成27年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成27年6月23日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助要件	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
1 空き家等 実態調査支 援事業	<p>(1) 調査は単年度計画であること。ただし、市町村内の全域を区域として年次計画に基づき実施する場合は、この限りではない。なお、この場合にあつては、年度ごとに事業採択を決定する。</p> <p>(2) 空き家等の実態調査により得られた情報を、県と共有すること</p> <p>(3) 実態調査した結果について、定期的に追跡調査する計画であること</p> <p>(4) 本補助金の採択年度の3月31日までに完了するものであること</p>	<p>現地調査・地図情報等作成・報告書作成のための経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 職員を雇用する場合 雇用した職員の報酬又は賃金（共済費含む）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>(2) 外部委託する場合 委託料</p> <p>なお、委託契約の相手方は、県内業者に限る。ただし、止むを得ない事情で県内業者へ発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。</p>	1 / 2	100万円 ※第2欄(1) ただし書きの場合にあつては、各年度の交付額の合計額とする。
2 空き家等 活用計画支 援事業	<p>(1) 実態調査等に基づく、空き家等の再生、除却及び除却後の跡地利用に係る計画策定、測量、設計等（以下「計画策定等」という。）であること</p> <p>(2) 空き家等の再生、除却後の跡地利用に係る計画策定にあつては、周辺地域の環境に配慮した計画であること</p> <p>(3) 1の(4)に同じ</p>	<p>計画策定等のための経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 職員を雇用する場合 1の(1)に同じ。</p> <p>(2) 外部委託する場合 1の(2)に同じ。</p>	1 / 2	100万円

<p>3 老朽危険 空き家等除 却支援事業</p>	<p>(1) 市町村が定める空き家等の適正管理等に関する条例又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づく指導、勧告又は命令により除却する空き家等のうち、次の要件のいずれかに該当するものであること。ただし、既に老朽危険空き家等の除却に対する補助事業を実施している市町村においては、本補助金の活用にあたっては、既存補助制度の補助率、補助金限度額等の増等を行い、所有者負担の軽減を図るものであること。</p> <p>ア 倒壊すれば前面道路を封鎖（一部封鎖を含む）し、災害時の避難、救援活動及び物資輸送等に支障が生じる恐れがあるもの</p> <p>イ 繁華街や幹線道路に面し、倒壊すれば通行人及び車両等に被害を与えるおそれがあるもの</p> <p>ウ 倒壊すれば隣地の建築物等が損壊し、その居住者に被害を与えるおそれがあるもの</p> <p>(2) 大規模火災による焼損により、老朽危険空き家等と同様に安全・防犯上支障が生じる建築物等のうち、知事が特例として認めたもの</p>	<p>市町村が実施する空き家等の除却を行う所有者等又は空き家等の所有者等から当該空き家等の解体・撤去を請け負い除却を行う事業者に対する助成に要する経費。ただし、第2欄（2）については、市町村が除却を行う所有者等に対する助成に要する経費に限る。</p> <p>（除却：空き家等の解体、撤去、廃材等の処分及び跡地の整地をいう。）</p> <p>※間接補助対象経費が工事請負費及び委託費の場合については、県内業者が施行又は実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内業者へ発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。</p>	<p>市町村負担額の1/2又は除却費用の1/4のいずれか低い額。ただし、第2欄（2）については、市町村負担額の1/2又は除却費用の1/6のいずれか低い額。</p>	<p>除却対象空き家等1戸当たり30万円。ただし、第2欄（2）については、制限を設けない。</p>
-----------------------------------	---	---	---	---

様式第1号（第4条、第11条関係）

〇〇年度鳥取県空き家対策支援事業補助金計画（報告）書

1 事業名

2 事業の目的

3 事業の内容

（1）実施（予定）期間

（2）実施地域（地区）

（3）事業概要

※①調査支援事業：調査方法、調査項目、スケジュール等（調査票等添付）

②計画支援事業：空き家の再生、除却又は跡地利用等の内容、計画策定等の内容と策定方法（直営・委託）、スケジュール等

③除却支援事業：対象となる老朽危険空き家等の件数・状況、前面道路・周辺の状況、指導・勧告等の状況、除却の内容、対象経費等

4 事業費負担区分（単位：円）

補助金 円

市町村費 円

その他 円

5 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署や団体名及び連絡先）を記載してください。

6 県外業者への発注の有無 有 ・ 無

※「有」の場合は、県内業者への発注が困難な理由（県外業者に発注する業務が一部の場合はその範囲）を記載してください。

※報告添付書類（電子データでの提出も可とする）

①調査支援事業

（1）報告書又はデータベース等（空き家等の所在地、規模、老朽度、敷地内の状況等）

（2）実態調査を行った空き家等の写真（撮影する方向は、可能な限り四方向）

（3）実態調査を行った空き家等の地図情報

②計画支援事業

（1）作成した計画書等

（2）今後の整備計画等

③除却支援事業

（1）除却前後の写真

（2）前面道路、周辺の状況の分かる写真

様式第2号（第4条、第11条関係）

〇〇年度鳥取県空き家対策支援事業補助金収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

科目	本年度予算額 （本年度決算額） （A）	前年度予算額 （本年度予算額） （B）	比較 （A）－（B）	備考
計				

2 支出

（単位：円）

科目	本年度予算額 （本年度決算額） （A）	前年度予算額 （本年度予算額） （B）	比較 （A）－（B）	備考
計				

年 月 日

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県空き家対策支援事業補助金補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県空き家対策支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県空き家対策支援事業（・・・・・・事業）」とし、その内容は、・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の（間接）補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、（間接）補助対象経費の実績額について、鳥取県空き家対策支援事業補助金交付要綱（平成25年3月25日付第201200186583号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県空き家対策支援事業補助金実績報告書

年 月 年 第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

事業の名称		
交付決定	算定基準額	交付決定額
実績		
差引		
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書（に準ずる書類）	